

2018年2月8日

秋田代協 会員各位

一般社団法人 秋田県損害保険代理業協会
会長 塩田 聡



役員改選に伴う立候補の受付について

拝啓 寒中お見舞い申し上げます。又、平素は代協活動へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて2018年度は役員改選の年となります。ご承知の通り当会は役員改選時に限り「人事委員会」を設置し、その委員会において理事・監事を選任し、総会において承認を戴く事になっております。つきましては、別紙にて立候補の受付を実施いたしますので、積極的に立候補戴きますようご案内いたします。

敬具

記

一般社団法人秋田県損害保険代理業協会定款より、関連条項を抜粋

第18条 本会に次の役員を置く。

一 理事 3名以上18名以内

うち 会長 1名・副会長 2名以上4名以内・専務理事 1名・常務理事 2名以内

二 監事 1名以上2名以内

2 会長は法上の代表理事とする。

第19条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事は、正会員の中から選任する。

3 前項の規定にかかわらず理事2名以内を正会員以外から選任することができる。

4 会長及び副会長は、理事のうちから理事会において選定する。

5 専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。

立候補を希望する正会員は、別紙にて 秋田代協事務局まで

メール：akitadaikyo@fork.ocn.ne.jp

または、FAX. (018-864-8842) で、立候補してください。

立候補の締切は、2月28日(水)です

*人事委員会委員

委員長 当会 監事 田 畑 祐 二

委員 県北支部長 平 川 光 雄

委員 中央支部長 小 林 周 平

委員 県南支部長 大 友 信 博

人事委員会は、立候補者を総合的に判断し、理事及び監事を厳選する。立候補者が不足の場合、理事及び監事の就任について、本人に確認し、追加の選任をする。以上を持って、定款 第19条に代えるものとし、総会時の立候補は、受け付けないものとします。

以上